

**2021年日本政府年次報告**  
**「工業及び商業における労働監督に関する条約（第81号）」**  
**（2017年6月1日～2021年5月31日）**

1. 質問（a）について

労働者が多様な働き方を選択できる社会を実現するため、我が国では、2016年9月に使用者側や労働者側のトップも参画する「働き方改革実現会議」を設置し、2017年3月に「働き方改革実行計画」をとりまとめた。同計画においては、長時間労働は「健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因」とされ、時間外労働の上限規制の導入について法改正の方向性を明記した。また、過重労働撲滅のための特別チームによる重大案件の捜査、違法な長時間労働等が複数事業場において認められた企業において企業本社への立ち入り調査等の監督指導等の強化が盛り込まれたところである。

この計画の内容を踏まえ、時間外労働の上限規制等を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」が2018年6月に成立した。大企業における時間外労働の上限規制は2019年4月から、中小企業における時間外労働の上限規制は2020年4月から施行されている。

加えて、2016年12月には、「過労死等ゼロ」緊急対策が決定され、新たに実施する取組として、違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対する全社的な是正指導や、2015年5月から実施している是正指導段階での企業名公表制度の強化などを実施している。（詳細は質問（b）への回答に記載したとおり）。

2. 質問（b）について

(1) 2017年条約勧告適用専門家委員会のオブザベーションについて

(i) 条約第3条第1項（b）及び第13条

・ 監督件数、違反の数と性質

2019年までに福島労働局において、廃炉作業及び除染等の業務等を行う事業者に対して実施した監督指導件数、違反件数及び主な違反条文は以下のとおり。

表 1 廃炉作業

	2017年	2018年	2019年
監督実施事業者数	336	290	325
違反事業者数	129	154	188
違反率	38.4%	53.1%	57.8%
-現場の安全衛生関係措置違反	2.7%	5.9%	5.0%
-健康管理関係の違反	4.2%	9.0%	11.4%
-労務管理関係の違反	31.5%	44.8%	45.5%
違反件数	210	315	386
労基法 15 条（労働条件の明示）	23	47	33
労基法 32 条（法定労働時間）	15	20	36

労基法 37 条（割増賃金の支払）	61	50	84
安衛法 22 条・電離則 9 条 （線量等量の測定結果の確認）	1	8	1

表 2 除染等作業

	2017 年	2018 年	2019 年
監督実施事業者数	274	267	338
違反事業者数	121	164	228
違反率	44.2%	61.4%	67.4%
-現場の安全衛生関係措置違反	18.2%	15.4%	24.4%
-健康管理関係の違反	3.6%	9.0%	13.7%
-労務管理関係の違反	13.9%	33.0%	30.5%
違反件数	179	299	252
労基法 15 条（労働条件の明示）	4	18	23
労基法 32 条（法定労働時間）	12	23	53
労基法 37 条（割増賃金の支払）	23	36	65
安衛法 22 条・除染電離則 7 条 （事前調査）	20	21	12

（注）表 2 について

2017、2018 年の数値には、除染等の作業に加えて、中間貯蔵施設等へ行かない、市町村の仮置場等への汚染土壌等の収集・運搬作業の数値を含むものであったが、2019 年の数値には、汚染土壌等の中間貯蔵施設等への運搬作業の数値を新たに加えており、単純に比較できない。

・ 送致件数

東日本大震災の発生以降、福島労働局において廃炉作業を行う 5 事業者、除染作業を行う 17 事業者を書類送検している。事例としては、廃炉作業について、労働災害を遅滞なく所轄の労働基準監督署長に届け出なかったこと（労働安全衛生法第 100 条第 1 項）、除染作業については、移動式クレーンの上部旋回体の旋回範囲内に労働者を立ち入らせたこと（労働安全衛生法第 20 条）などである。

・ 廃炉及び除染作業に関する違反の原因及び労働基準の履行確保を確実なものとするための取組について

我が国に於いてはかねてから労働基準関係法令違反が疑われる事業場に対して監督指導を実施している。福島第一原子力発電所での廃炉作業及び福島県内での除染等の業務等を行う事業者における違反の原因及び指導内容は以下のとおり。

①廃炉作業

現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場の割合は低い、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に係る違反事業場が一定数みられるが、これは長時間労働を行った労働者の健康確保の

ため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、放射線業務従事者に対して電離放射線健康診断を実施した際に、その結果を電離放射線健康診断結果報告書により所轄労働基準監督署長へ提出すべきところ、当該報告書の提出を失念していたケースが多く、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。

## ②除染等の業務

現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場が一定割合認められ、特に、違反事業場数が最も多い除染電離則の作業場所の事前調査については、電離放射線の被ばく防止のため重要な措置であるため、確実に調査を行うよう指導を行っている。健康管理関係については、除染等業務従事者に対して除染等電離放射線健康診断を実施した際に、その結果を除染等電離放射線健康診断結果報告書により所轄労働基準監督署長へ提出すべきところ、当該報告書の提出を失念していたケースが多く、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。

③労務管理関係については、法令の理解不足による違反が多いことから、監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。引き続き、廃炉作業を行う事業者に対し、関係法令や「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理のためのガイドライン」に基づき安全衛生対策が実施されるよう、必要な指導を行う。

また、東京電力ホールディングス等と連携し、労働者の健康管理や労働条件に関する法令の周知を入場事業者に対して行うとともに、監督指導により、労働基準関係法令の遵守を図る。

さらに、中間貯蔵施設や汚染土壌搬入を行う事業者に対して、交通労働災害も含め作業に伴う労働災害防止対策を中心に必要な指導を行うとともに、引き続き特定復興再生拠点区域における除染作業を行う事業者に対し、関係法令や「除染作業等に係る総合対策」に基づき安全衛生対策が実施されるよう必要な指導を行う。

また、各発注機関と連携し、関係事業者に労働者の健康管理や労働条件に関する法令の周知を図るとともに、監督指導により、労働基準関係法令の遵守を図る。

(ii) 条約第10条及び第16条 十分な労働基準監督官の数。

- 労働基準監督官の数が十分なものとするために採られた措置について

2021年3月現在、全国の労働基準監督署の労働基準監督官は、2017年3月時点と比べ、90人増員しており、労働基準監督署の体制強化を図るために必要な定員の確保に最大限努めている。

- 都道府県別、性別の労働基準監督官の数  
各都道府県別の配置数は下表のとおりである。

表3 都道府県別労働基準監督官数（2021年3月31日現在）

北海道	152	東京	365	滋賀	29	香川	26
青森	33	神奈川	146	京都	62	愛媛	36
岩手	36	新潟	63	大阪	225	高知	23
宮城	56	富山	31	兵庫	123	福岡	126
秋田	32	石川	35	奈良	25	佐賀	22

山形	32	福井	25	和歌山	28	長崎	37	
福島	68	山梨	21	鳥取	18	熊本	41	
茨城	68	長野	58	島根	22	大分	30	
栃木	47	岐阜	52	岡山	46	宮崎	26	
群馬	53	静岡	87	広島	71	鹿児島	38	
埼玉	101	愛知	180	山口	44	沖縄	26	
千葉	84	三重	48	徳島	21			
							合計	3,018

なお、2020年度に採用された労働基準監督官数は238名（うち女性72人）である。

各地区別の鉱務監督官数は下表のとおりである。

表4 地区別鉱務監督官数（2021年3月31日現在）

地区別	現在員数	地区別	現在員数
北海道	14	中国	10
東北	13	四国	6
関東	18	九州	10
中部	6	那覇	3
近畿	6	本省	5
		合計	91

(2) 2017年条約勧告適用専門家委員会のダイレクトリクエストについて

(i) 条約第3条、第13条及び第17条。労働安全衛生分野における労働監督活動。

・ サービス業、陸上運送業、製造業及び建設業への監督について

2021年3月現在、全国の労働基準監督署の労働基準監督官は、2017年3月時点と比べ、90人増員しており、労働基準監督署の体制強化を図るために必要な定員の確保に最大限努めていく。

なお、2020年の重点業種別の死亡者数及び死傷者数については以下のとおりであり、重点業種に対する必要な業務量の確保を行っている。

表5 2017～2020年：重点業種における死亡者数及び死傷者数について

業種	2017年		2018年		2019年		2020年	
	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数

第三次産業 (小売業、社会福祉施設、飲食業等)	244人 (24.9%)	56,002人 (46.5%)	243 (26.7%)	60,053人 (47.2%)	240人 (28.4%)	60,208人 (47.9%)	225人 (28.1%)	66,959人 (51.1%)
陸上貨物運送事業	137人 (14.0%)	14,706人 (12.2%)	102人 (11.2%)	15,818人 (12.4%)	101人 (12.0%)	15,382人 (12.2%)	87人 (10.8%)	15,815人 (12.1%)
製造業	160人 (16.4%)	26,674人 (22.1%)	183人 (20.1%)	27,842人 (21.9%)	141人 (16.7%)	26,873人 (21.4%)	136人 (17.0%)	25,675人 (19.6%)
建設業	323人 (33.0%)	15,129人 (12.6%)	309人 (34.0%)	15,374人 (12.1%)	269人 (31.8%)	15,183人 (12.1%)	258人 (32.2%)	14,977人 (11.4%)
重点業種小計	864人 (88.3%)	112,511人 (93.4%)	837人 (92.1%)	119,087人 (93.5%)	751人 (88.9%)	117,646人 (93.7%)	706人 (88.0%)	123,426人 (94.1%)
合計	978人 (100.0%)	120,460人 (100.0%)	909人 (100.0%)	127,329人 (100.0%)	845人 (100.0%)	125,611人 (100.0%)	802人 (100.0%)	131,156人 (100%)

※( )は全産業の合計に占める当該業種の災害発生件数の割合を記載。

また、第三次産業、陸上貨物運送事業、製造業、建設業を含め、労働条件や安全衛生に関する問題を有する事業場に対してできる限り効果的な監督業務を行うため、各労働基準監督署において管内の状況を的確にとらえた監督計画をたてているほか、庁内業務における事務の簡素化、合理化等により、監督指導に費やす業務量が最大となるよう努めている。

これらの業種の定期監督等実施事業場数の結果は以下のとおり。

表6 定期監督等実施事業者数

業種	2017年	2018年	2019年
第三次産業 (小売業、社会福祉施設、飲食業等)	34,036件(違反率75.0%)	33,463件(違反率72.1%)	37,671件(違反率74.3%)
陸上貨物運送事業	6,674件(違反率76.7%)	7,204件(違反率79.6%)	5,198件(違反率76.9%)

製造業	33,365 件(違反率 71.3%)	32,929 件(違反率 72.5%)	32,078 件(違反率 75.5%)
建設業	45,225 件(違反率 61.5%)	44,068 件(違反率 63.4%)	42,880 件(違反率 65.2%)
上記4業種の 合計	119,300 件	117,664 件	117,827 件

※違反率には、労働災害防止に係る法違反以外の違反を含む。

- 労働安全衛生法第98条に基づく命令について  
労働安全衛生法第98条に基づく命令のみについての統計はないが、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から労働基準監督署長等が行った使用停止等命令処分等処分件数は、以下のとおり。

表7 使用停止等命令処分件数

2016年	2017年	2018年	2019年
5,286	5,444	5,090	4,894

- 労働安全衛生関連の違反に科せられた処罰の結果について  
労働安全衛生関連の違反を含む労働基準関係法令違反について、2019年に労働基準監督機関により送検された事案のうち、起訴された件数は333件、不起訴処分となった件数は474件である。この起訴された件数のうち懲役刑に科された件数は1件、罰金刑に科された件数は331件である(2021年1月現在)。

(ii) 条約第3条及び第18条。労働時間に関連する労働監督活動

- 労働時間に係る法令上の規定の履行確保強化に向けてとられた措置について  
1に記載したとおり、働き方実行計画及び「過労死等ゼロ」緊急対策に基づき、以下の取組を実施している。
  - 企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握を徹底する。
  - 違法な長時間労働等を複数の事業場で繰り返す企業に対して、全社的な指導を行う。
  - 2015年5月に創設した是正指導段階での企業名公表制度に、過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表の対象とするなど公表対象の拡大等  
このように、日本政府は、長時間労働が行われていると考えられる事業場に対しては、監督指導を徹底している。2019年度は32,981事業場に対して監督指導を実施し、約47.3%に当たる15,593事業場に対して、違法な時間外労働について、是正・改善に向けた指導を行った。

近年、年間総実労働時間は減少傾向で推移しており、2020年は1,621時間

となっている。パートタイム労働者の総実労働時間については減少傾向にあり、2020年は952時間であるところ、パートタイム労働者以外の一般労働者については2,000時間前後で推移していたが、2020年は1,925時間となっている。

表8 労働時間に係る違反に関する送検件数

	2017年	2018年	2019年
労基法32条・40条	96件	82件	56件

(iii) 条約第20条及び第21条。労働監督年次報告の公表及び内容

我が国は、2011年以降も労働基準監督年報をILO事務局国際労働基準局に提出しているところである。また、この労働基準監督年報は第21条(a)～(g)の内容を網羅したものとなっている。なお、参考として、2011年以降の労働基準監督年報の概要を別紙1のとおり送付する。

3. 質問(c)について

条約の実施の適用に関しては、労働基準監督年報に記載のとおり。

4. 質問(d)について

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

5. 質問(e)について

本条約に関して関係する労働者団体及び使用者団体からの意見の提出はなかった。

[2011年 労働基準監督年報の概要]

## 1 事業場監督

平成 23 年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、175,532 件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が 132,829 件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が 29,442 件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が 13,261 件となっている。

### 1. 定期監督等（災害時の監督を含む）

平成23年中に定期監督等を実施した事業場数132,829件を業種別にみると、建設業が42,417件と最も多く、全体の31.9%を占め、次いで製造業の32,911件（同24.8%）、商業の20,994件（同15.8%）、保健衛生業9,337件（同7.0%）、接客娯楽業6,769件（同5.1%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、89,586件で違反率は67.4%となっている。これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が 32.8%で最も高く、次いで安全基準の 25.8%、割増賃金の 23.6%、健康診断 18.4%、就業規則 17.1%、労働条件の明示 16.5%の順になっている。

### 2. 申告監督

平成 23 年中に取り扱った申告件数は、41,047 件であり、このうち、当年中に完結した件数は 35,146 件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が 29,823 件で最も多く、新規受理件数の 84.6%を占め、次いで解雇の 6,387 件（同 18.1%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の 71.7%に当たる 29,442 件で、これを業種別にみると、商業の 5,425 件（全体の 18.4%）、接客娯楽業の 5,096 件（同 17.3%）、建設業の 4,531 件（同 15.4%）、その他の事業の 3,761 件（同 12.8%）、製造業の 3,399 件（同 11.5%）の順となっている。

### 3. 再監督

平成 23 年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた 110,957 事業場の 12.0%に当たる 13,261 件となっている。

### 4. 司法処分

平成 23 年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、1,064 件であり、その内訳は、労働基準法違反が 513 件で全体の 48.2%を占め、労働安全衛生法違反が 542 件（同 50.9%）、最低賃金法違反が 9 件（同 0.8%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が352件で全体の33.1%を占め、製造業の253件(同23.8%)、商業の98件(同9.2%)、その他の事業の95件(同8.9%)の順となっており、また、工業的業種計では672件(同63.2%)、非工業的業種計では392件(同36.8%)となっている。

## 2 賃金不払の概況

平成23年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で22,345件、対象労働者数で47,667人、金額で約199億2,874万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、接客娯楽業が4,128件で全体の18.5%を占め、次いで商業の4,111件(同18.4%)、建設業の3,806件(同17.0%)の順となっている。また、対象労働者数では接客娯楽業が7,572人(同15.9%)、製造業が7,099人(同14.9%)の順となっており、金額では、製造業が約39億6,063万円(同19.9%)、建設業が約31億7,161万円(同15.9%)の順となっている。

これら平成23年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で12,597件(全体の49.0%)、対象労働者数で26,511人(同48.2%)、金額で約83億9,406万円(同37.1%)となっている。

## 3 労働災害発生状況

平成23年に発生した労働災害による休業4日以上死傷者数は、全産業で111,349人であり、前年に比べ3,590人の増加となった。

産業別にみると、休業4日以上死傷者数については製造業が最も多く23,589人で全体の21.2%、ついで建設業が22,372人で20.1%となっており、建設業と製造業とで全体の約41%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で1,024人であり、そのなかでは建設業が最も多く342人で全体の33.4%を占め、ついで製造業の182人(同17.8%)となっており、前年に比べ全産業で14.3%減少した。

## 4 業務上疾病の発生状況

平成23年の業務上疾病者数は全産業で7,779人であった。

これを産業別にみると、製造業が1,624人で全体の約21%を占め最も多い。

## [2012年 労働基準監督年報の概要]

### 1 事業場監督

平成24年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、173,520件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が134,295件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が25,418件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が13,807件となっている。

#### 1. 定期監督等(災害時の監督を含む)

平成24年中に定期監督等を実施した事業場数134,295件を業種別にみると、建設業が46,016件と最も多く、全体の34.3%を占め、次いで製造業の33,965件（同25.3%）、商業の19,345件（同14.4%）、保健衛生業8,410件（同6.3%）、運輸交通業8,392件（同6.2%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、91,796件で違反率は68.4%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が31.3%で最も高く、次いで安全基準の28.2%、割増賃金の22.0%、健康診断19.0%、労働条件の明示15.7%、就業規則14.7%の順になっている。

#### 2. 申告監督

平成24年中に取り扱った申告件数は、37,253件であり、このうち、当年中に完結した件数は32,249件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が26,834件で最も多く、新規受理件数の85.6%を占め、次いで解雇の5,248件（同16.7%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の68.2%に当たる25,418件で、これを業種別にみると、商業の4,596件（全体の18.1%）、接客娯楽業の4,155件（同16.3%）、建設業の4,081件（同16.1%）、その他の事業の3,237件（同12.7%）、製造業の2,640件（同10.4%）の順となっている。

#### 3. 再監督

平成24年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた110,061事業場の12.5%に当たる13,807件となっている。

#### 4. 司法処分

平成24年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、1,133件であり、その内訳は、労働基準法違反が486件で全体の42.9%を占め、労働安全衛生法違反が614件（同54.2%）、最低賃金法違反が29件（同2.6%）、賃金の支払の確保等に関する法律違反が4件（0.4%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が406件で全体の35.8%を占め、製造業の260件（同22.9%）、商業の97件（同8.6%）、運輸交通業の80件（同7.1%）の順となっており、また、

工業的業種計では762件(同67.3%)、非工業的業種計では371件(同32.7%)となっている。

## 2 賃金不払の概況

平成24年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で19,392件、対象労働者数で37,377人、金額で約147億2,175万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が3,597件で全体の18.5%を占め、次いで建設業の3,357件(同17.3%)、接客娯楽業の3,335件(同17.2%)の順となっている。また、対象労働者数では商業が6,335人(同16.9%)、接客娯楽業が5,888人(同15.8%)の順となっており、金額では、商業が約28億6,045万円(同19.4%)、接客娯楽業が約25億7,997万円(同17.5%)の順となっている。

これら平成24年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で11,037件(全体の50.0%)、対象労働者数で17,508人(同40.2%)、金額で約45億1,433万円(同25.8%)となっている。

## 3 労働災害発生状況

平成24年に発生した労働災害による休業4日以上之死傷者数は、全産業で119,576人であり、前年に比べ1,618人の増加となった。

産業別にみると、休業4日以上之死傷者数については製造業が最も多く28,291人で全体の23.7%、ついで建設業が17,073人で14.3%となっており、建設業と製造業とで全体の約38%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で1,093人であり、そのなかでは建設業が最も多く367人で全体の33.6%を占め、ついで製造業の199人(同18.2%)となっており、前年に比べ全産業で6.7%増加した。

## 4 業務上疾病の発生状況

平成24年の業務上疾病者数は全産業で7,743人であった。

これを産業別にみると、製造業が1,479人で全体の約19%を占め最も多い。

## [2013年 労働基準監督年報の概要]

### 1 事業場監督

平成 25 年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、178,133 件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が 140,499 件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が 23,408 件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が 14,226 件となっている。

#### 1. 定期監督等(災害時の監督を含む)

平成 25 年中に定期監督等を実施した事業場数 140,499 件を業種別にみると、建設業が 46,475 件と最も多く、全体の 33.1%を占め、次いで製造業の 33,498 件（同 23.8%）、商業の 20,104 件（同 14.3%）、保健衛生業 9,258 件（同 6.6%）、接客娯楽業 8,027 件（同 5.7%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、95,550 件で違反率は 68.0%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が 32.0%で最も高く、次いで安全基準の 26.2%、割増賃金の 22.9%、健康診断 19.7%、労働条件の明示 18.1%、就業規則 13.6%の順になっている。

#### 2. 申告監督

平成 25 年中に取り扱った申告件数は、34,322 件であり、このうち、当年中に完結した件数は 29,702 件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が 25,118 件で最も多く、新規受理件数の 85.7%を占め、次いで解雇の 4,691 件（同 16.0%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の 68.2%に当たる 23,408 件で、これを業種別にみると、商業の 4,252 件（全体の 18.2%）、接客娯楽業の 3,919 件（同 16.7%）、建設業の 3,603 件（同 15.4%）、その他の事業の 2,928 件（同 12.5%）、製造業の 2,530 件（同 10.8%）の順となっている。

#### 3. 再監督

平成 25 年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた 112,873 事業場の 12.6%に当たる 14,226 件となっている。

#### 4. 司法処分

平成 25 年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、1,043 件であり、その内訳は、労働基準法違反が 474 件で全体の 45.4%を占め、労働安全衛生法違反が 560 件（同 53.7%）、最低賃金法違反が 8 件（同 0.8%）、賃金の支払の確保等に関する法律違反が 1 件（0.1%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が 369 件で全体の 35.4%を占め、製造業の 231 件（同 22.1%）、商業の 79 件（同 7.6%）、接客娯楽業の 75 件（同 7.2%）の順となっており、また、

工業的業種計では 682 件(同 65.4%)、非工業的業種計では 361 件(同 34.6%)となっている。

## 2 賃金不払の概況

平成 25 年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 20,039 件、対象労働者数で 41,024 人、金額で約 159 億 9,801 万 6 千円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 3,274 件で全体の 18.7%を占め、次いで接客娯楽業の 3,080 件(同 17.6%)、建設業の 2,802 件(同 16.0%)の順となっている。また、対象労働者数では商業が 6,440 人(同 18.1%)、製造業が 6,220 人(同 17.5%)の順となっており、金額では、商業が約 24 億 9,142 万円(同 18.7%)、製造業が約 23 億 2,253 万円(同 17.5%)の順となっている。

これら平成 25 年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 10,236 件(全体の 51.1%)、対象労働者数で 17,888 人(同 43.6%)、金額で約 51 億 147 万円(同 31.9%)となっている。

## 3 労働災害発生状況

平成 25 年に発生した労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、全産業で 118,157 人であり、前年に比べ 1,419 人の減少となった。

産業別にみると、休業 4 日以上の死傷者数については製造業が最も多く 27,077 人で全体の 22.9%、ついで建設業が 17,189 人で 14.5%となっており、建設業と製造業とで全体の約 38%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で 1,030 人であり、そのなかでは建設業が最も多く 342 人で全体の 33.2%を占め、ついで製造業の 201 人(同 19.5%)となっており、前年に比べ全産業で 5.8%減少した。

## 4 業務上疾病の発生状況

平成 25 年の業務上疾病者数は全産業で 7,310 人であった。

これを産業別にみると、製造業が 1,389 人で全体の約 19%を占め最も多い。

## [2014年 労働基準監督年報の概要]

### 1 事業場監督

平成26年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、166,449件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が129,881件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が22,430件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が14,138件となっている。

#### 1. 定期監督等(災害時の監督を含む)

平成26年中に定期監督等を実施した事業場数129,881件を業種別にみると、建設業が45,837件と最も多く、全体の35.3%を占め、次いで製造業の33,512件（同25.8%）、商業の18,346件（同14.1%）、保健衛生業7,253件（同5.6%）、接客娯楽業6,696件（同5.2%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、90,151件で違反率は69.4%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が30.4%で最も高く、次いで安全基準の28.4%、割増賃金の22.1%、健康診断20.8%、労働条件の明示16.8%、就業規則12.7%の順になっている。

#### 2. 申告監督

平成26年中に取り扱った申告件数は、31,709件であり、このうち、当年中に完結した件数は27,580件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が23,022件で最も多く、新規受理件数の85.0%を占め、次いで解雇の4,239件（同15.6%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の70.7%に当たる22,430件で、これを業種別にみると、商業の4,056件（全体の18.1%）、接客娯楽業の3,531件（同15.7%）、建設業の3,440件（同15.3%）、その他の事業の2,857件（同12.7%）、製造業の2,413件（同10.8%）の順となっている。

#### 3. 再監督

平成26年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた106,472事業場の13.3%に当たる14,138件となっている。

#### 4. 司法処分

平成26年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、1,036件であり、その内訳は、労働基準法違反が400件で全体の38.6%を占め、労働安全衛生法違反が628件（同60.6%）、最低賃金法違反が8件（同0.8%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が392件で全体の37.8%を占め、製造業の215件（同20.8%）、商業の96件（同9.3%）、接客娯楽業の57件（同5.5%）の順となっており、また、工業的業種計では677件（同65.3%）、非工業的業種計では359件（同34.7%）となってい

る。

## 2 賃金不払の概況

平成 26 年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 16,021 件、対象労働者数で 33,494 人、金額で約 104 億 5,645 万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 2,946 件で全体の 18.4%を占め、次いで建設業の 2,618 件（同 16.3%）、接客娯楽業の 2,604 件（同 16.3%）の順となっている。また、対象労働者数では製造業が 5,452 人（同 16.3%）、商業が 5,395 人（同 16.1%）の順となっており、金額では、商業が約 18 億 5,941 万円（同 17.8%）、その他の事業が約 18 億 1,176 万円（同 17.3%）の順となっている。

平成 26 年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 9,917 件（全体の 54.5%）、対象労働者数で 18,540 人（同 47.3%）、金額で約 43 億 533 万円（同 32.8%）となっている。

## 3 労働災害発生状況

平成 26 年に発生した労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、全産業で 119,535 人であり、前年に比べ 1,378 人の減少となった。

産業別にみると、休業 4 日以上之死傷者数については製造業が最も多く 27,452 人で全体の 23.0%、ついで建設業が 17,184 人で 14.4%となっており、建設業と製造業とで全体の約 37%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で 1,057 人であり、そのなかでは建設業が最も多く 377 人で全体の 35.7%を占め、ついで製造業の 180 人（同 17.0%）となっており、前年に比べ全産業で 2.6%増加した。

## 4 業務上疾病の発生状況

平成 26 年の業務上疾病者数は全産業で 7,415 人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が 1,715 人で全体の約 23%を占め最も多い。

## [2015年 労働基準監督年報の概要]

### 1 事業場監督

平成 27 年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、169,236 件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が 133,116 件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が 22,312 件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が 13,808 件となっている。

#### 1. 定期監督等(災害時の監督を含む)

平成 27 年中に定期監督等を実施した事業場数 133,116 件を業種別にみると、建設業が 45,424 件と最も多く、全体の 34.1%を占め、次いで製造業の 35,713 件（同 26.8%）、商業の 17,676 件（同 13.3%）、保健衛生業 8,414 件（同 6.3%）、接客娯楽業 6,480 件（同 4.9%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、92,034 件で違反率は 69.1%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が 30.0%で最も高く、次いで安全基準の 27.7%、健康診断 21.9%、割増賃金の 21.1%、労働条件の明示 16.9%、就業規則 11.6%の順になっている。

#### 2. 申告監督

平成 27 年中に取り扱った申告件数は、30,381 件であり、このうち、当年中に完結した件数は 26,308 件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が 23,022 件で最も多く、新規受理件数の 85.1%を占め、次いで解雇の 4,017 件（同 15.3%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の 73.4%に当たる 22,312 件で、これを業種別にみると、商業 3,949 件（全体の 17.7%）、建設業 3,554 件（同 15.9%）、接客娯楽業 3,345 件（同 15.0%）、その他の事業の 2,948 件（同 13.2%）、製造業の 2,304 件（同 10.3%）の順となっている。

#### 3. 再監督

平成 27 年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた 107,816 事業場の 12.8%に当たる 13,808 件となっている。

#### 4. 司法処分

平成 27 年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、966 件であり、その内訳は、労働基準法違反が 402 件で全体の 41.6%を占め、労働安全衛生法違反が 550 件（同 56.9%）、最低賃金法違反が 14 件（同 1.5%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が 336 件で全体の 37.8%を占め、製造業の 241 件（同 24.9%）、商業の 85 件（同 8.8%）、接客娯楽業の 58 件（同 6.0%）の順となっており、また、工業的業種計では 649 件（同 67.2%）、非工業的業種計では 317 件（同 32.8%）となってい

る。

## 2 賃金不払の概況

平成 27 年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 15,002 件、対象労働者数で 29,647 人、金額で約 97 億 7,364 万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 2,774 件で全体の 18.5%を占め、次いで建設業の 2,475 件（同 16.5%）、接客娯楽業の 2,398 件（同 16.0%）の順となっている。また、対象労働者数では製造業が 4,792 人（同 16.2%）、商業が 4,694 人（同 15.8%）の順となっており、金額では、製造業が約 22 億 1,829 万円（同 22.7%）、商業が約 16 億 357 万円（同 16.4%）の順となっている。

平成 27 年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 9,604 件（全体の 56.9%）、対象労働者数で 17,178 人（同 49.4%）、金額で約 42 億 4,959 万円（同 36.7%）となっている。

## 3 労働災害発生状況

平成 27 年に発生した労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、全産業で 116,311 人であり、前年に比べ 3,224 人の減少となった。

産業別にみると、休業 4 日以上之死傷者数については製造業が最も多く 26,391 人で全体の 22.7%、ついで建設業が 15,584 人で 13.4%となっており、建設業と製造業とで全体の 36.1%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で 972 人であり、そのなかでは建設業が最も多く 327 人で全体の 33.6%を占め、ついで製造業の 160 人（同 16.5%）となっており、前年に比べ全産業で 8.0%減少し、統計開始以来、初めて 1,000 人を下回った。

## 4 業務上疾病の発生状況

平成 27 年の業務上疾病者数は全産業で 7,368 人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が 1,701 人で全体の約 23%を占め最も多い。

## [2016年 労働基準監督年報の概要]

### 1 事業場監督

平成 28 年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、169,623 件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が 134,617 件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が 21,994 件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が 13,012 件となっている。

#### (1) 定期監督等(災害時の監督を含む)

平成 28 年中に定期監督等を実施した事業場数 134,617 件を業種別にみると、建設業が 44,279 件と最も多く、全体の 32.9%を占め、次いで製造業の 36,107 件（同 26.8%）、商業の 16,714 件（同 12.4%）、運輸交通業 7,779 件（同 5.8%）、保健衛生業 7,450 件（同 5.5%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、89,972 件で違反率は 66.8%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が 31.5%で最も高く、次いで安全基準の 26.3%、健康診断 21.9%、割増賃金の 20.9%、労働条件の明示 15.3%、賃金台帳 11.3%の順になっている。

#### (2) 申告監督

平成 28 年中に取り扱った申告件数は、29,773 件であり、このうち、当年中に完結した件数は 25,757 件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が 21,700 件で最も多く、新規受理件数の 84.4%を占め、次いで解雇の 3,831 件（同 14.9%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の 73.9%に当たる 21,994 件で、これを業種別にみると、商業 3,722 件（全体の 16.9%）、建設業 3,512 件（同 16.0%）、接客娯楽業 3,259 件（同 14.8%）、その他の事業の 2,962 件（同 13.5%）、保健衛生業の 2,452 件（同 11.1%）の順となっている。

#### (3) 再監督

平成 28 年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた 105,573 事業場の 12.3%に当たる 13,012 件となっている。

#### (4) 司法処分

平成 28 年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、890 件であり、その内訳は、労働基準法違反が 380 件で全体の 42.7%を占め、労働安全衛生法違反が 497 件（同 55.8%）、最低賃金法違反が 13 件（同 1.5%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が 309 件で全体の 34.7%を占め、製造業の 210 件（同 23.6%）、商業の 75 件（同 8.4%）、運輸交通業の 66 件（同 7.4%）の順となっており、また、工業的業種計では 594 件（同 66.7%）、非工業的業種計では 296 件（同 33.3%）となってい

る。

## 2 賃金不払の概況

平成 28 年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 14,359 件、対象労働者数で 31,377 人、金額で約 113 億 9,406 万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 2,489 件で全体の 17.3%を占め、次いで建設業の 2,393 件（同 16.7%）、接客娯楽業の 2,252 件（同 15.7%）の順となっている。また、対象労働者数では保健衛生業が 5,907 人（同 18.8%）、製造業が 4,420 人（同 14.1%）の順となっており、金額では、建設業が約 21 億 1,886 万円（同 18.6%）、製造業が約 20 億 6,791 万円（同 18.1%）の順となっている。

平成 28 年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 9,501 件（全体の 59.4%）、対象労働者数で 19,813 人（同 56.4%）、金額で約 47 億 1,283 万円（同 37.0%）となっている。

## 3 労働災害発生状況

平成 28 年に発生した労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、全産業で 117,910 人であり、前年に比べ 1,599 人の増加となった。

産業別にみると、休業 4 日以上之死傷者数については製造業が最も多く 26,454 人で全体の 22.4%、ついで建設業が 15,058 人で 12.8%となっており、建設業と製造業とで全体の 35.2%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で 928 人であり、そのなかでは建設業が最も多く 294 人で全体の 31.7%を占め、ついで製造業の 177 人（同 19.1%）となっており、前年に比べ全産業で 4.5%減少した。

## 4 業務上疾病の発生状況

平成 28 年の業務上疾病者数は全産業で 7,361 人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が 1,718 人で全体の約 23%を占め最も多い。

## [2017年 労働基準監督年報の概要]

### 1 事業場監督

平成 29 年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、170,198 件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が 135,785 件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が 21,361 件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が 13,052 件となっている。

#### (1) 定期監督等(災害時の監督を含む)

平成 29 年中に定期監督等を実施した事業場数 135,785 件を業種別にみると、建設業が 45,225 件と最も多く、全体の 33.3%を占め、次いで製造業の 33,365 件（同 24.6%）、商業の 17,773 件（同 13.1%）、保健衛生業 8,474 件（同 6.2%）、運輸交通業 7,813 件（同 5.8%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、92,695 件で違反率は 68.3%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が 33.0%で最も高く、次いで安全基準の 25.7%、健康診断 22.2%、割増賃金の 22.0%、労働条件の明示 15.0%、賃金台帳 12.7%の順になっている。

#### (2) 申告監督

平成 29 年中に取り扱った申告件数は、29,388 件であり、このうち、当年中に完結した件数は 25,302 件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が 21,469 件で最も多く、新規受理件数の 84.6%を占め、次いで解雇の 3,580 件（同 14.1%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の 72.7%に当たる 21,361 件で、これを業種別にみると、商業 3,593 件（全体の 16.8%）、建設業 3,357 件（同 15.7%）、接客娯楽業 3,203 件（同 15.0%）、その他の事業の 2,957 件（同 13.8%）、保健衛生業の 2,373 件（同 11.1%）の順となっている。

#### (3) 再監督

平成 29 年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた 107,591 事業場の 12.1%に当たる 13,052 件となっている。

#### (4) 司法処分

平成 29 年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、896 件であり、その内訳は、労働基準法違反が 408 件で全体の 45.5%を占め、労働安全衛生法違反が 474 件（同 52.9%）、最低賃金法違反が 13 件（同 1.5%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が 307 件で全体の 34.3%を占め、製造業の 195 件（同 21.8%）、商業の 79 件（同 8.8%）、運輸交通業の 65 件（同 7.3%）の順となっており、また、工業的業種計では 578 件（同 64.5%）、非工業的業種計では 318 件（同 35.5%）となってい

る。

## 2 賃金不払の概況

平成 29 年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 13,568 件、対象労働者数で 33,208 人、金額で約 99 億 2,216 万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 2,408 件で全体の 17.7%を占め、次いで接客娯楽業の 2,216 件（同 16.3%）、建設業の 2,166 件（同 16.0%）の順となっている。また、対象労働者数では保健衛生業が 5,688 人（同 17.1%）、商業が 4,529 人（同 13.6%）の順となっており、金額では、商業が約 20 億 9,429 万円（同 21.1%）、製造業が約 14 億 484 万円（同 14.2%）の順となっている。

平成 29 年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 9,266 件（全体の 62.0%）、対象労働者数で 21,922 人（同 59.9%）、金額で約 44 億 6,361 万円（同 40.6%）となっている。

## 3 労働災害発生状況

平成 29 年に発生した労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、全産業で 120,460 人であり、前年に比べ 2,550 人の増加となった。

産業別にみると、休業 4 日以上之死傷者数については製造業が最も多く 26,674 人で全体の 22.1%、ついで建設業が 15,129 人で 12.6%となっており、建設業と製造業とで全体の 34.7%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で 978 人であり、そのなかでは建設業が最も多く 323 人で全体の 33.0%を占め、ついで製造業の 160 人（同 16.4%）となっており、前年に比べ全産業で 5.4%増加した。

## 4 業務上疾病の発生状況

平成 29 年の業務上疾病者数は全産業で 7,844 人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が 1,856 人で全体の約 24%を占め最も多い。

## [2018年 労働基準監督年報の概要]

### 1 事業場監督

平成30年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、170,192件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が136,281件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が20,965件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が12,946件となっている。

#### (1) 定期監督等(災害時の監督を含む)

平成30年中に定期監督等を実施した事業場数136,281件を業種別にみると、建設業が44,068件と最も多く、全体の32.3%を占め、次いで製造業の32,929件（同24.2%）、商業の17,667件（同13.0%）、運輸交通業8,505件（同6.2%）、その他の事業8,252件（同6.1%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、93,008件で違反率は68.2%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率で見ると、労働時間に関する違反率が30.8%で最も高く、次いで安全基準の26.0%、健康診断24.0%、割増賃金の22.6%、労働条件の明示14.0%、賃金台帳12.8%の順になっている。

#### (2) 申告監督

平成30年中に取り扱った申告件数は、28,874件であり、このうち、当年中に完結した件数は24,915件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が20,771件で最も多く、新規受理件数の83.8%を占め、次いで解雇の3,385件（同13.7%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の72.6%に当たる20,965件で、これを業種別にみると、商業3,376件（全体の16.1%）、建設業3,146件（同15.0%）、接客娯楽業3,088件（同14.7%）、その他の事業の3,001件（同14.3%）、保健衛生業の2,423件（同11.6%）の順となっている。

#### (3) 再監督

平成30年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた107,271事業場の12.1%に当たる12,946件となっている。

#### (4) 司法処分

平成30年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、896件であり、その内訳は、労働基準法違反が350件で全体の39.1%を占め、労働安全衛生法違反が529件（同59.0%）、最低賃金法違反が17件（同1.9%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が312件で全体の34.8%を占め、製造業の221件（同24.7%）、商業の82件（同9.2%）、その他の事業の58件（同6.5%）の順となっており、また、工業的業種計では598件（同66.7%）、非工業的業種計では298件（同33.3%）となっ

いる。

## 2 賃金不払の概況

平成 30 年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 12,712 件、対象労働者数で 32,923 人、金額で約 90 億 5,059 万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 2,168 件で全体の 17.1%を占め、次いで接客娯楽業の 2,012 件（同 15.8%）、建設業の 1,943 件（同 15.3%）の順となっている。また、対象労働者数ではその他の事業が 8,314 人（同 25.3%）、保健衛生業が 5,605 人（同 17.0%）の順となっており、金額では、その他の事業が約 18 億 2,612 万円（同 20.2%）、商業が約 13 億 6,549 万円（同 15.1%）の順となっている。

平成 30 年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 8,602 件（全体の 61.3%）、対象労働者数で 23,976 人（同 65.5%）、金額で約 48 億 5,784 万円（同 48.2%）となっている。

## 3 労働災害発生状況

平成 30 年に発生した労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、全産業で 127,329 人であり、前年に比べ 6,869 人の増加となった。

産業別にみると、休業 4 日以上之死傷者数については製造業が最も多く 27,842 人で全体の 21.9%、ついで建設業が 15,374 人で 12.1%となっており、建設業と製造業とで全体の 33.9%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で 909 人であり、そのなかでは建設業が最も多く 309 人で全体の 34.0%を占め、ついで製造業の 183 人（同 20.1%）となっており、前年に比べ全産業で 7.0%減少した。

## 4 業務上疾病の発生状況

平成 30 年の業務上疾病者数は全産業で 8,684 人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が 1,894 人で全体の約 22%を占め最も多い。

## [2019年 労働基準監督年報の概要]

### 1 事業場監督

平成31年・令和元年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、167,558件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が134,981件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が19,691件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が12,886件となっている。

#### (1) 定期監督等(災害時の監督を含む)

平成31年・令和元年中に定期監督等を実施した事業場数134,981件を業種別にみると、建設業が42,880件と最も多く、全体の31.8%を占め、次いで製造業の32,078件(同23.8%)、商業の19,225件(同14.2%)、保健衛生業9,439件(同7.0%)、接客娯楽業9,007件(同6.7%)の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、95,764件で違反率は70.9%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が31.6%で最も高く、次いで健康診断の28.9%、安全基準24.6%、割増賃金の24.3%、労働条件の明示14.9%、賃金台帳14.8%の順になっている。

#### (2) 申告監督

平成31年・令和元年中に取り扱った申告件数は、27,471件であり、このうち、当年中に完結した件数は23,517件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が19,498件で最も多く、新規受理件数の82.9%を占め、次いで解雇の3,342件(同14.2%)の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の71.7%に当たる19,691件で、これを業種別にみると、実施件数の多い業種から商業3,182件(全体の16.2%)、その他の事業2,907件(同14.8%)、接客娯楽業2,886件(同14.7%)、建設業の2,866件(同14.6%)、保健衛生業の2,322件(同11.8%)の順となっている。

#### (3) 再監督

平成31年・令和元年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた109,093事業場の11.8%に当たる12,886件となっている。

#### (4) 司法処分

平成31年・令和元年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、821件であり、その内訳は、労働基準法違反が336件で全体の40.9%を占め、労働安全衛生法違反が469件(同57.1%)、最低賃金法違反が15件(同1.8%)、家内労働法違反1件(同0.1%)となっている。

これを業種別にみると、建設業が307件で全体の37.4%を占め、製造業の169件(同20.6%)、商業の63件(同7.7%)、その他の事業の61件(同7.4%)の順となっており、ま

た、工業的業種計では 532 件(同 64.8%)、非工業的業種計では 289 件(同 35.2%)となっている。

## 2 賃金不払の概況

平成 31 年・令和元年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で 11,792 件、対象労働者数で 24,574 人、金額で約 86 億 64 万 1 千円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が 2,014 件で全体の 17.1%を占め、次いで接客娯楽業の 1,846 件(同 15.7%)、建設業の 1,807 件(同 15.3%)の順となっている。また、対象労働者数では、保健衛生業が 4,742 人(同 19.3%)、その他の事業が 3,810 人(同 15.5%)の順となっており、金額では、建設業が約 16 億 6,507 万 2 千円(同 19.4%)、商業が約 16 億 4,107 万 3 千円(同 19.1%)の順となっている。

平成 31 年・令和元年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で 8,008 件(全体の 61.4%)、対象労働者数で 15,366 人(同 57.1%)、金額で約 43 億 701 万 2 千円(同 45.6%)となっている。

## 3 労働災害発生状況

平成 31 年・令和元年に発生した労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、全産業で 125,611 人であり、前年に比べ 1,718 人の減少となった。

産業別にみると、休業 4 日以上の死傷者数については製造業が最も多い 26,873 人で全体の 21.4%、ついで商業が 19,434 人で 15.5%、ついで運輸交通業が 16,968 人で 13.5%となっており、製造業、商業、運輸交通業の上位 3 業種で全体の 50.4%を占めている。

一方、労働災害による死亡者数は、全産業で 845 人であり、前年に比べ 64 人の減少となった。産業別にみると、建設業が最も多い 269 人で全体の 31.8%を占めており、ついで製造業の 141 人(同 16.7%)となっている。

## 4 業務上疾病の発生状況

平成 31 年・令和元年の業務上疾病者数は全産業で 8,310 人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が 1,930 人で全体の約 23%を占め、最も多い。